

平成27年10月から、町民のみなさん一人一人に

マイナンバー（個人番号）が通知されます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーとは？

住民票を有するすべての人に12桁のマイナンバー（個人番号）を付けることで、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるという確認を行うためのものであり、社会保障、税、災害対策の行政手続きなど、法律で定められた事務に限り利用します。

利用場面は？

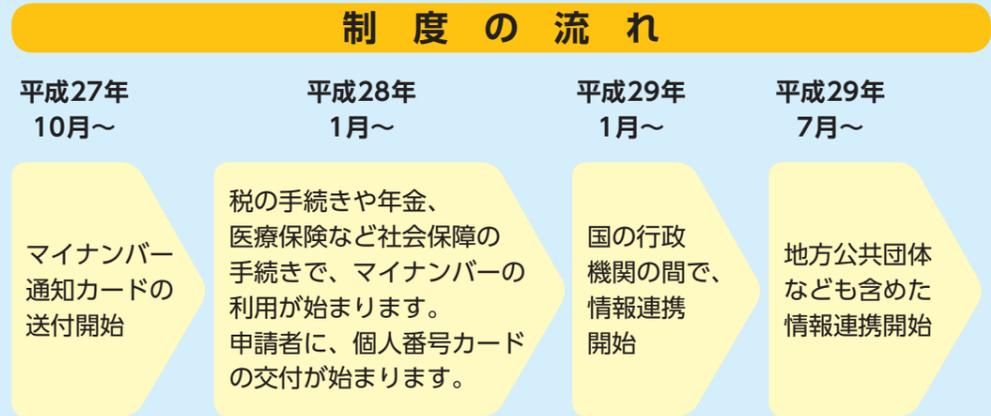
例えばこんな時に…

- ① 厚生年金の受給手続きの際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- ② 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。（従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します）
- ③ 毎年6月の児童手当の現況届の際に役場にマイナンバーを提示します。

導入する3つのメリットが

- ① 行政の効率化
行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。
- ② 国民の利便性の向上
年金や福祉サービスなどの申請時必要な住民票や所得証明書などの添付書類が削減され行政手続きが簡単になります。
- ③ 公平・公正な社会への実現
所得や他のサービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えます。

制度の流れ



マイナンバーの「通知カード」はどんなもの？

10月よりお届けする「通知カード」は、マイナンバーとともに氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報が記載されています。通知カードは、平成28年1月以降、個人番号カードを申請する時や行政手続きが必要になりますので紛失しないよう大切に保管してください。※身分証明書としての利用はできません。

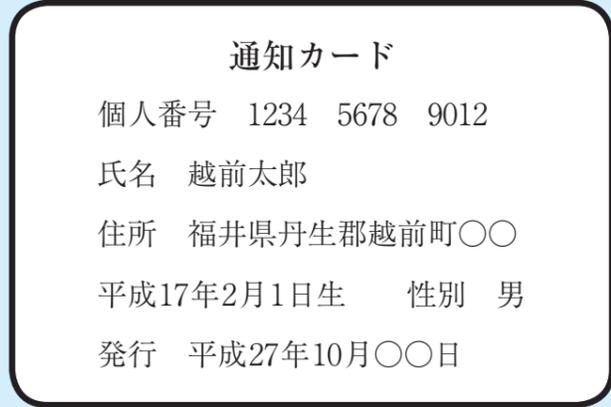
また、やむを得ない理由により（長期入院など）住所地において通知カードを受けることができない場合は、居所情報の登録が必要になりますので、9月25日金までに住民環境課に申請してください。

「個人番号カード」はどんなもの？

個人番号カードはICチップ付きのカードでマイナンバー、基本4情報、本人写真などが記載されます。身分証明書として利用できるほか、e-TAXなど各種電子申請を行うことができます。「通知カード」に同封されている申請書を提出すると平成28年1月以降に住民環境課で受け取ることができます。（申請書は、国から委託された団体に、郵便で提出します）

住民基本台帳カードはどうなるの？

現在、住民基本台帳カードをお持ちの人は有効期限までご利用できます。ただし、個人番号カードを取得された場合は、住民基本台帳カードを回収させていただきます。



通知カード（イメージ図）



個人番号カード（イメージ図）

マイナンバーに関する問合せ先

全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178 ☎0570-20-0291（外国語）
午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

住民環境課

☎34-8708（通知カード・個人番号カードの交付に関すること）

